

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3142号)

令和7年1月7日

横 情 審 答 申 第 3142 号  
令 和 7 年 1 月 7 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

令和4年5月26日市市情第508号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま  
す。

「令和2年度 横浜市情報公開・個人情報保護審査会委員口座振替申出  
書 令和3年度 横浜市情報公開・個人情報保護審査会委員口座振替申出  
書」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「令和2年度 横浜市情報公開・個人情報保護審査会委員口座振替申出書 令和3年度 横浜市情報公開・個人情報保護審査会委員口座振替申出書」を一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年4月1日付で行った「令和2年度 横浜市情報公開・個人情報保護審査会委員口座振替申出書 令和3年度 横浜市情報公開・個人情報保護審査会委員口座振替申出書」（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号及び第4号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

## (1) 個人の住所及び旧姓を使用しているか否かが分かる部分

## ア 個人の住所

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため旧条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。

なお、審査請求人は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）答申第169号（以下「答申第169号」という。）によれば開示すべき情報と主張するが、答申第169号は、通勤手当を支給された職員の通勤方法の別、区間、通勤経路の略図及び交通機関等の名称等について、容易に住居を特定できる情報を除き、開示すべきと判断したもので、住居（当該職員の住所）については個人に関する情報であると認められ、非開示とした決定は妥当であると判断しており、本件処分の判断は同答申と相違ないと考えている。

## イ 旧姓を使用しているか否かが分かる部分

旧姓を使用しているか否かが分かる部分には審査会の各委員の戸籍上の氏が記載されており、公にすることによって、既に公開されている審査会委員名簿等の他の情報と照合することにより、該当の委員が旧姓を使用しているか否かが判明するが、これは、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるから、旧条例第7条第2項第2号本文に該当する。

また、旧姓を使用しているか否かを公にする慣行はないため同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イ及びウにも該当しない。

なお、横浜市職員服務規程（平成21年3月達第3号）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第4条第1項の職員の服務について定めたものであり、審査会の委員等の特別職の地方公務員について定めたものではない。

#### (2) 振込先金融機関名、口座種類及び口座番号

各委員の振込先の口座情報であり、公にすることにより、当該個人の財産権が侵害されるおそれがあるため、旧条例第7条第2項第4号に該当し非開示とした。

### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分のうち、個人の住所及び旧姓を使用しているか否かが分かる部分を非開示とした部分を取り消すよう求める。
- (2) 横浜市附属機関である審査会等の構成員の口座振替申出書にある住所については、横浜市の慣行として、都道府県、市区名まで開示している。
- (3) 答申第169号は、町名までは開示すべきとしている。
- (4) 横浜市附属機関である審査会等の構成員の口座振替申出書にある氏は、旧姓の使用であろうがなかろうが、横浜市の慣行として開示されている。
- (5) 口座情報は、個人の財産権が侵害されるとの弁明には、一定の根拠はある。

### 5 審査会の判断

#### (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

#### (2) 審査会の委員について

審査会は、開示決定等に対する審査請求についての諮問に応じて調査審議等する市長の附属機関である。その委員の任期は2年であり、身分は地方公務員法第3条第3項に規定する特別職の地方公務員である。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、令和2年度及び令和3年度分の審査会の委員の口座振替申出書である。

審査請求人が開示するよう求めているのは個人の住所及び旧姓を使用しているか否かが分かる部分のみだと解されるため、当審査会では、その旧条例第7条第2項第2号該当性を判断する。

(4) 旧条例第7条第2項第2号該当性について

ア 旧条例第7条第2項第2号

旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの・・・又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 個人の住所の旧条例第7条第2項第2号該当性

個人の住所は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

審査請求人は、答申第169号では、町名又は自宅最寄りのバス停までは開示すべきとしている旨を主張する。

しかし、答申第169号は、公立中学校の教職員に対する通勤手当支給要件具備の確認のために通勤経路を把握する必要があるため、通勤行為は職務に当然に付随

するという公的性質があることを踏まえて、通勤方法の別、区間、通勤経路の略図及び交通機関等の名称等を開示すべきと判断したものと解される。

本件は、審査会の委員に通勤手当が支給されておらず、通勤経路を把握する必要もないことから、答申第169号とは事案を異にするので、その判断が先例として本件に妥当するわけではない。

したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

ウ 旧姓を使用しているか否かが分かる部分の旧条例第7条第2項第2号該当性  
当審査会において、本件審査請求文書を見分したところ、旧姓を使用しているか否かが分かる部分には審査会の各委員の氏が記載されている。

これは戸籍上の氏であり、公にすることによって、既に公開されている審査会委員名簿等の他の情報と照合することにより、審査会の各委員が旧姓を使用しているか否かが判明する。

そして、審査会の各委員が旧姓を使用しているか否かは、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるから、本号本文に該当する。

また、横浜市において、旧姓を使用しているか否かを公にしているという慣行はなく、本号ただし書アに該当せず、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

なお、横浜市職員服務規程は、地方公務員法第4条第1項の職員、すなわち一般職の地方公務員を対象としている（同規程第1条）ため、特別職の地方公務員（地方公務員法第3条第3項）である審査会の委員には適用がない。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を一部開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 4 年 5 月 26 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 4 年 7 月 5 日	・実施機関から反論書を受理
令和 5 年 2 月 10 日	・実施機関から口頭意見陳述の記録を受理
令和 6 年 11 月 7 日 (第36回 第四部会)	・審議
令和 6 年 12 月 5 日 (第37回 第四部会)	・審議